

# 戦没者遺族旅客運賃割引規程

1995.8.18 運通牒甲7第4号 改正

## (適用範囲)

第1条 この規程は、靖国神社の合祀された戦没者（昭和19年までに合祀された者を除く）の遺族のうち、戦没者遺族旅客運賃割引証（以下「旅客運賃割引証」という）の交付を受けた者が、靖国神社に参拝のため当社線またはJR線および連絡社線を乗車する場合に適用する。

## (遺族)

第2条 この規程において「遺族」とは、戦没者の死亡の当時における配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の事情にあった者を含む）、子（戦没者の死亡の当時胎児であった者を含む）、父母、孫、祖父母または兄弟・姉妹で、且つ、戦没者の死亡の当時日本の国籍を有していた者をいう。

## (乗車券の種類)

第3条 割引の取扱いをする乗車券の種類は、普通乗車券または団体乗車券で往復となるものに限る。

## (遺族団体)

第4条 遺族が発着駅を同じくして、25人以上一団となって旅行する場合であらかじめ団体旅客運送申込書を社に提出して、社の承認を受けたときはこれを遺族団体として団体乗車券を発売する。

## (取扱区間)

第5条 取扱い区間は居住地もよりの駅（遺族団体の場合は、遺族の集合地もよりの駅。以下同じ）と東京都区内所在の当社線またはJR線、他社線各駅相互となるものに限る。

## (割引率)

第6条 割引率は当社線およびJR線、他社線とも5割とする。

## (旅客運賃割引証の提出)

第7条 遺族は、乗車券購入の際、旅客運賃割引証を提出しなければならない。

2 前項の場合、団体乗車券を請求する旅客の旅客運賃割引証は、団体旅客の申込者がこれを一括して提出するものとする。

## (身分証明書の携帯)

第8条 遺族は、この割引による乗車券を購入するとき、またはこれを使用するときは必ず戦没者遺族身分証明書（以下「身分証明書」という）を携帯し、鉄道係員から請求があったときは、いつでもこれを呈示しなければならない。

2 前項の場合、団体乗車券を購入する旅客の身分証明書は、これを一括して団体引率者が携帯するものとする。

(旅客運賃割引証、身分証明書の様式)

第9条 旅客運賃割引証、身分証明書等の様式は、次のとおりとする。

表

戦没者遺族旅客運賃割引証		戦没者遺族証明書		戦没者遺族旅客運賃割引証 戦没者遺族証明書	
第...号		第...号		第...号	
乗車船間	往路 駅から ( 経由) 駅まで	戦没者氏名		戦没者氏名	
	復路 駅から ( 経由) 駅まで	戦没者との続柄		戦没者との続柄	
戦没者氏名		氏名・年齢	( 才)	遺族の氏名・年齢	( 才)
戦没者との続柄		住所		遺族の住所	
割引率	旅客鉄道会社線・連絡会社線 5割 普通旅客運賃	有効期限	平成 年 月 日まで	旅客運賃割引証・証明書の有効期限	平成 年 月 日まで
有効期限	平成 年 月 日まで	発行者	平成 年 月 日発行 [市・区・町・村長] 氏名	発行年月日	平成 年 月 日
発行者	[市・区・町・村長] 氏名	発行者	[市・区・町・村長] 氏名		
(発行駅)	(乗車券番号)	(発行年月日)	割引コード		
(基本運賃)	(発光運賃)	(差額運賃)	51		
割引証に記入された個人情報、申込内容並びに割引乗車券の購入に必要な資格や条件の確認に使用します。					
9.1cm		9.1cm		9.1cm	
切取線		切取線		切取線	

裏

(注 意)	(注 意)	(注 意)
この割引証は、市区町村において、戦没者遺族旅客運賃割引証及び戦没者遺族証明書を発行した場合の証とする。	<ol style="list-style-type: none"> <li>この証明書は、戦没者遺族旅客運賃割引証によって乗車券を購入するとき又はその乗車券を使用するときは、必ず提示し、係員の請求があつたときは、いつでも提示しなければならない。</li> <li>この証明書は、旅客運賃割引証の発行を受ける際、市区町村長に提出し、発行を受けなければならない。</li> <li>この証明書の記入事項は、すべて発行者が記入しなければならない。</li> <li>この証明書は、発行者の発行を受けないもの又は発行者が必要事項を記入しないものは、使用することができない。</li> <li>この証明書は、他人に譲渡し又は他人が使用することはできない。</li> <li>この証明書に記入した事項を訂正した場合は、発行者の公印による証明があるときに限り有効とする。</li> <li>この証明書の有効期間は、発行の日から裏記の有効期限までとする。但し、有効期限を経過した場合であっても割引乗車券がまだ有効期間中であるときは、その割引乗車券の有効期間中は従ってこれを有効なものとする。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>この割引証は、靖国神社に合祀された戦没者（昭和19年までに合祀された者を除く。）の遺族（旅客鉄道会社の定める範囲の者に限る。）が、靖国神社に参拝のため旅客鉄道会社又はこれと連絡会社等とにまたがり乗車する場合に限って使用することができる。</li> <li>この割引証は、市区町村長に戦没者遺族の氏名、年齢、戦没者との続柄及び住所を届け出て、発行を受けなければならない。</li> <li>この割引証によって旅客運賃割引の取扱を受ける者は乗車券を購入するときはその乗車券を使用するときは、必ず戦没者遺族証明書を提示し、係員の請求があつたときは、いつでもこれを提示しなければならない。</li> <li>この割引証によって購入できる乗車券は、普通乗車券又は団体乗車券で、往復（遠路送付とならないもので、戻路が2途以上ある場合には、その戻路内において往路と戻路とが異なるものを含む。）となるものに限る。</li> <li>取扱区域は、居住地より（遺族団体の場合は、旅客集合地より、以下同。）の旅客鉄道会社線又は連絡会社線駅と東京都区内旅客鉄道会社線駅との間であり、往路は居住地より駅から東京都区内の駅まで、戻路は東京都区内の駅から居住地より駅までの間となる場合に限る。</li> <li>この割引証は、発行開始前に限り有効である。</li> <li>この割引証によって購入した乗車券所持の旅客に對しては、経路の変更（乗車区間に連絡会社線が存在する場合は除く。）に限って取り扱う。</li> <li>この割引証の乗車区間以外の事項は、発行者が記入しなければならない。</li> <li>この証明書は、発行者の発行を受けないもの又は発行者が記入する事項を記入しないものは、使用することができない。</li> <li>この証明書又はこの割引証によって購入した乗車券は、他人に譲渡し又は他人が使用することはできない。</li> <li>この割引証に記入した事項を訂正した場合は、次の証明がある場合に限って有効とする。 (1) 発行者の記入する事項については発行者の公印 (2) 使用者の記入する事項については使用者の印</li> <li>この割引証の有効期間は、発行の日から裏記の有効期限までとする。</li> </ol>

備考 この旅客運賃割引証及び証明書の有効期限は、調製の都度、相当の年月日を印刷する。

(旅客運賃割引証・身分証明書等の調製および配布)

第10条 旅客運賃割引証(身分証明書および発行控片を含む)は、旅客鉄道会社において調製し、厚生労働省、都道府県および市区町村を經由して合祀通知状を受領した遺族に配布する。配布を受けた遺族は、使用する遺族が確定した場合には、これを市区町村長に提出して発行を受けなければならない。

2 旅客運賃割引証および身分証明書の配布枚数は戦没者1人について2枚(2名分)とする。

3 旅客運賃割引証および身分証明書は再交付の取扱いをしない。

4 市区町村長が遺族に対して、旅客運賃割引証および身分証明書を交付する方法は次による。

- (1) 市区町村長は、靖国神社からの合祀通知のあった遺族(合祀通知状を受領した者)に対し、戦没者1人について2枚の旅客運賃割引証(身分証明書および発行控片を切り離さずに)を配布する。この場合、市区町村長は、旅客運賃割引証、身分証明書および発行控片に番号および戦没者の氏名だけを記入する。
- (2) 前号によって、旅客運賃割引証の配布を受けた遺族は旅客運賃割引証を使用する遺族が確定した場合交付を受けた市区町村長に、その使用遺族の氏名、年令、戦没者との続柄および住所を届け出るとともに旅客運賃割引証および身分証明書(発行控片を切り離さずに)を提出し、その発行を受ける。
- (3) 前号によって、旅客運賃割引証および身分証明書の発行の請求を受けた市区町村長は、その使用遺族が使用資格者であることを確認のうえ、戦没者の続柄、遺族の氏名、年令、住所、発行年月日および発行者名を記入し、発行者の公印を押して遺族に交付する。この場合発行控片は切り離して発行の控とする。

(旅客運賃割引証および身分証明書の有効期間)

第11条 旅客運賃割引証および身分証明書の有効期間は、発行の日から旅客運賃割引証および身分証明書に記載された期限までとする。ただし、身分証明書については、その有効期限を経過した場合であっても、割引乗車券がいまだ通用期間中であるときは、便宜これを有効なものとする。

(旅客運賃計算方の特例)

第12条 この割引による乗車券の旅客運賃は、往路と復路とのキロ程を打ち切って各別に計算する。

(乗車変更の取扱い)

第13条 この割引による乗車券所持の旅客に対しては、乗車変更(連絡による経路変更を含む)の取扱いをしない。

(割引乗車券に対する表示)

第14条 この規則にもとづいて発行する乗車券は、乗車券面(各券片共)に「㊟」(直径約1cmとする)とまた団体乗車券にあつては種類欄に「遺族」と表示する。

(その他の取扱い方)

第15条 その他の取扱いについては、旅客営業規則による。

参考 戦没者遺族旅客運賃割引規則(JR旅関単規)

戦没者遺族旅客運賃割引取扱基準規程(〃)

戦傷病者特別援護法(〃)

戦傷病者特別援護法施行令(〃)

戦傷病者等の日本国有鉄道無賃乗車等に係る運賃の負担方法等に関する省令(〃)

戰傷病者乘車券引換規則 (〃)  
戰傷病者乘車券引換基準規程 (〃)